

## カードローン手数料率改定のご案内

日頃は弊社カードをご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

このたび弊社では、カードローン手数料率を2007年12月1日以降の新規ご利用分から、以下のとおり改定させていただきますので、ご案内申し上げます。また、当該手数料率の改定に伴い、現在お持ちのカードローン会員規約の該当記載内容も改定いたしますので、併せてご案内申し上げます。

### 1. 手数料率改定内容

#### (1) カードローン手数料率

**〈新料率〉実質年率 18.00% 以下**

### 2. 改定後の手数料率適用開始日

#### (1) 新規ご利用分(リボルビング払)

2007年12月1日以降の新規ご利用分より、改定後の手数料率が適用されます。

#### (2) ご利用残高(リボルビング払)

2007年11月30日以前のご利用残高につきましては、手数料率の変更はございません。

(現行の手数料率が適用されます)

以上

### 会員規約(変更箇所の抜粋)

#### 平成19年12月1日より改定

##### 第一章 一般条項

##### 第7条 (返済方式と利率及び利息計算)

(3) 本規約に基づく利率は実質年率 18.0% を上限として当社が定めた利率とします。

#### 平成19年12月19日より改訂

##### 第17条 (残高等の承認)

(3) 会員がカードを利用した場合、当社は所定事項を記載した「融資ご利用明細」を遅滞なく送付いたします。

※ お持ちのカードローンの種類によって、規約の章、条、項数が異なる場合がございます。